

行政の焦点

外国人研修・技能実習制度について

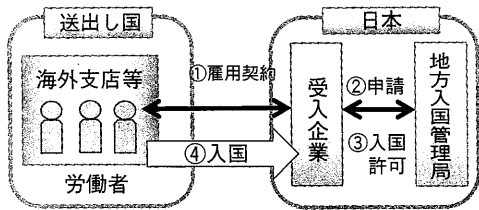
外国人研修・技能実習制度は、「国際社会との

(表1) 技能実習制度の仕組み

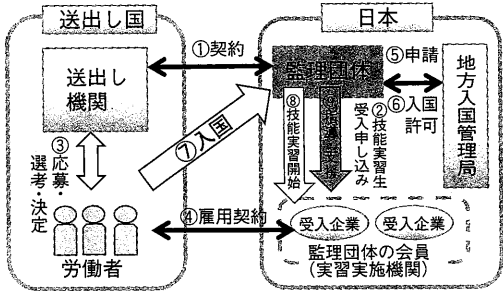
開発途上国等の「人づくり」に一層協力するため、技能移転の仕組みとして平成5年に創設。(平成22年7月:改正入管法の施行)

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

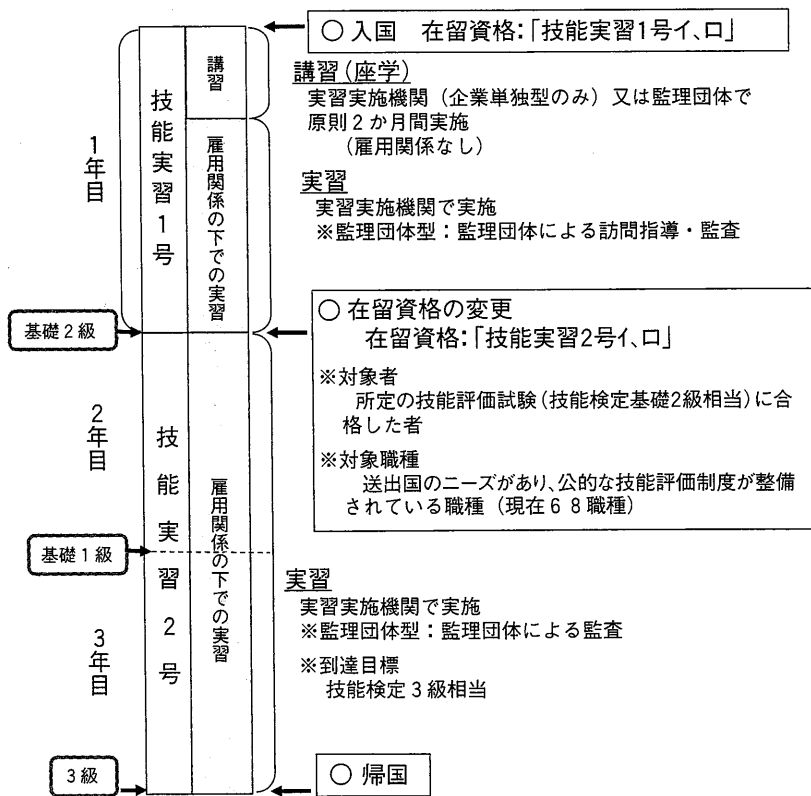
【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



一部に本来の目的に沿った運営をしていないこともあり、法務省、厚生労働省などにおいて技能実習生の保護のため指導など行っており、今後も引き続き、入国管理局等関係機関な

調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的」として平成5年に創設されました。技能実習制度の仕組みは表1のとおりです。

現在、技能実習期間は3年間で、技能実習2号への移行対象職種は68職種です。(平成22年1月1日現在)

技能実習制度の現状を

見てみますと、表2のとおり、技能実習生の人数は経済状況の悪化などから一時的に減少しましたが、回復基調が見られます。受入人数の最も多い国は中国で、全体の約4分の3を占めています。

年減少傾向にあり、かわってベトナム、フィリピンが増加しています。また技能実習生の受入れのほとんどは、商工会や中小企業団体などの監理団体を通じて行われています。現在、監理団体は、その責任と監理の下

で技能実習生を受け入れ、技能実習を実施する各企業等(実習実施機関)において技能実習が適正に実施されているか確認・指導を行っています。

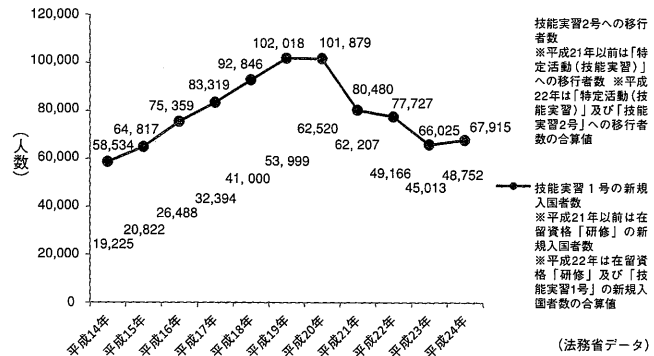
平成26年に厚生労働省が「外国人技能実習生の実習実施機関に

(表2) 技能実習制度の現状

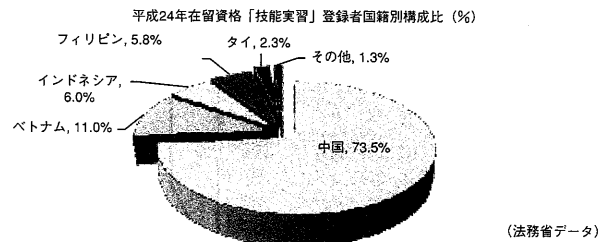
1、技能実習1号の新規入国者数、技能実習2号への移行者数は、東日本大震災の影響及び経済情勢の悪化により減少している。
(平成24年:「技能実習1号」入国者約6万8千人、「技能実習2号」への移行者約4万9千人)

平成24年末の技能実習生の数は、151,482人

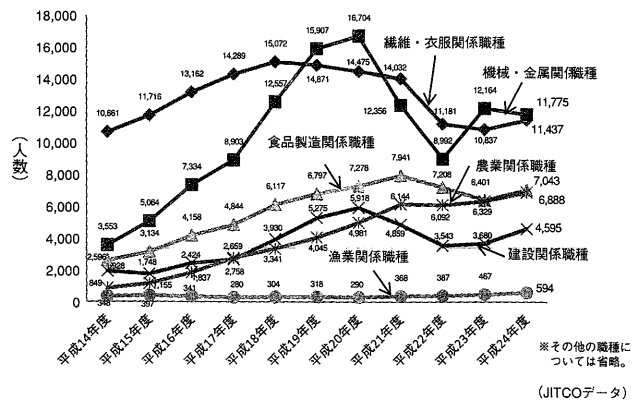
※「技能実習1号」及び「技能実習2号」の在留資格による外国人登録者数の合計



2、受入人数の多い国は、①中国 ②ベトナム ③インドネシア

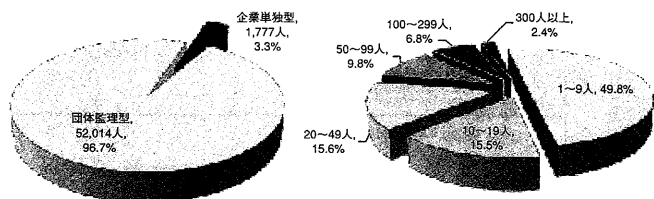


3、全体で68職種あり、受入人数の多い職種は、①機械・金属関係 ②繊維・衣服関係 ③食品製造関係



4、団体監理型の受入れが96.7%
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成24年度技能実習移行申請者数受入機関別構成比 平成24年度技能実習実施機関従業員規模別構成比



※ 技能実習制度については、見直しが行われ、現行制度は改正入管法の施行に伴い、平成22年7月1日から施行されている。JITCOデータの平成21年度までの数は、旧制度において「特定活動(技能実習)」への移行申請者数、平成22年度以降の数は「技能実習2号」への移行申請者数に基づいている。

どが緊密に連携し監理団体、実習実施機関への状況などを確認・指導し、不適切な運用を行う監理団体、実習実施機関に実習生受け入れ停止等を行う必要があるといえます。

一方、今後の外国人労働者の受け入れを考えると、EPA(経済連携協定)締結で外国人看護師・介護士の受け入れをはじめとして、日本国内の少子高齢化の進行と、労働力人口の減少から外国人労働者を巡る議論も今後活発になっていくと予想されます。

内閣官房内閣広報室のホームページに「やわらか成長戦略」と題するパンフレットがあり、その18ページに表4がありま

すが、「アベノミクス」更なる改革の断行」を見ていただく」と表5のとおり、技能実習生の対象職種・期間・人数等が検討課題とされています(表4の中の赤線は加筆)

技能実習生から寄せられる申告・相談等で最も多いのは、賃金や割増賃金の不払いです。技能実習生は在留期間が限られるため、不払いのまま帰国したり、帰国間際に申告を行うため十分な解決を得ないまま帰国するケースも見られます。

仮に技能実習生の実習期間が3年から5年に延長されると、割増賃金の時効は2年間ですから、遡及して支払う場合、権利の救済が図られない期間が生じる可能性も出てきます。また技能実習生

の日本におけるホームシックなどの精神的なケアも必要になってくるでしょう。

よって技能実習生を受け入れている、あるいは今後受け入れを検討されている事業主の皆様には、労働基準法などの関係法令に対する漏れがないように、今後とも取り組みをお願いする次第です。

公益財団法人国際研修

機構（JITCO）のホームページに中国語などに翻訳された雇用契約書等やチェックリストが掲示されていますので、参

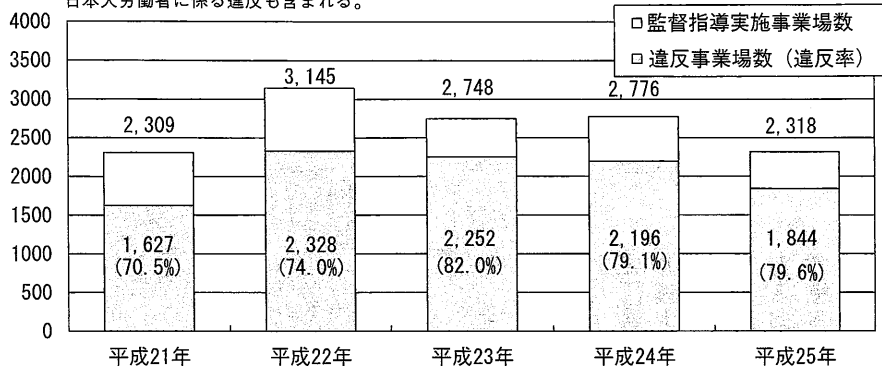
考にしていたただければと思います。

◆ ◆ ◆
今後とも労働基準監督機

(表3) 外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導状況

労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は、次のとおりである。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(表4) 「やわらか成長戦略」より

日本の中もグローバル

日本で技術を学んで、世界を豊かに！

新興国等の外国人が日本で技術を学びやすくなります。

(政府の主な取組)

- 日本で建設・造船分野の技能を学んだ外国人が、その後2年間(場合によっては3年間)働けるようにするため、2020年度までの時限措置として、新たな受入制度を創設します。
- 外国人研修生の受入れ制度の職種・期間・人数制限等を見直します。
- 海外製造子会社の外国人従業員、介種の国家資格を取得した外国人留学生等が日本で働けるようになります。

関は、技能実習制度が、「単純労働・低賃金労働力を確保するための制度」として利用されないよう、入国管理局などの連携

(表5) 「アベノミクス：更なる改革の断行」より

三少子高齢化が進む中における持続的成長力の担保
～外国人材の活用～

介護

① 留学を通じて介護福祉士等の国家資格を取得した外国人の就労を可能に【2014年内を目途に具体的な制度設計】

② 技能実習制度の対象職種への追加について検討【2014年内を目途に結論】

を一層深め、技能実習生保護に効果的な対策を講じる方針です。平成26年において、技能実習生の対象職種などについて新

(表6) 「JITCOのホームページ」より

English | Chinese | 文字サイズ変更 | 上 | 中 | 下

公益財団法人 国際研修協力機構
Japan International Training Cooperation Organization

ホーム > 事業紹介 > 書式のダウンロード

HOME | 技能実習制度「研修」 | 事業紹介 | 広報・啓発活動 | JITCOについて

技能実習制申請書、IS-J-1 | 技能実習制申請書、IS-J-2

書式のダウンロード

たな変更はないのですが、今後の法令等の改正があるのか注視していく必要があると思われれます。

「外国人技能実習生受入・育成促進活動」を実施します
当協会では、従来から実施する無料職業紹介事業・採用担当者研修を平成27年度より新たに、「人材確保・育成事業」とし、加えて公益財団法人国際人材

育成機構と連携し、「外国人技能実習生受入事業」の周知促進を行います。事業内容周知のための人材活用育成セミナー(無料)も開催いたします。詳しくは、当協会事業企画推進課(☎052-961-3655)まで。